# 不動産登記嘱託職員を指定する府令 （昭和二十四年法務府令第三十九号）

法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。

# 附　則

##### １

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

不動産登記嘱託官吏指定の件（昭和二十三年法務庁令第二十四号）は廃止する。

# 附則（昭和二七年八月一日法務省令第七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三二年一〇月一九日法務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三四年一〇月六日法務省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年六月一五日法務省令第二九号）

この省令は、昭和四十三年六月十五日から施行する。

# 附則（昭和五六年四月一日法務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年四月二日法務省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二八日法務省令第四六号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。